

別紙(一)

(罪となるべき事実)

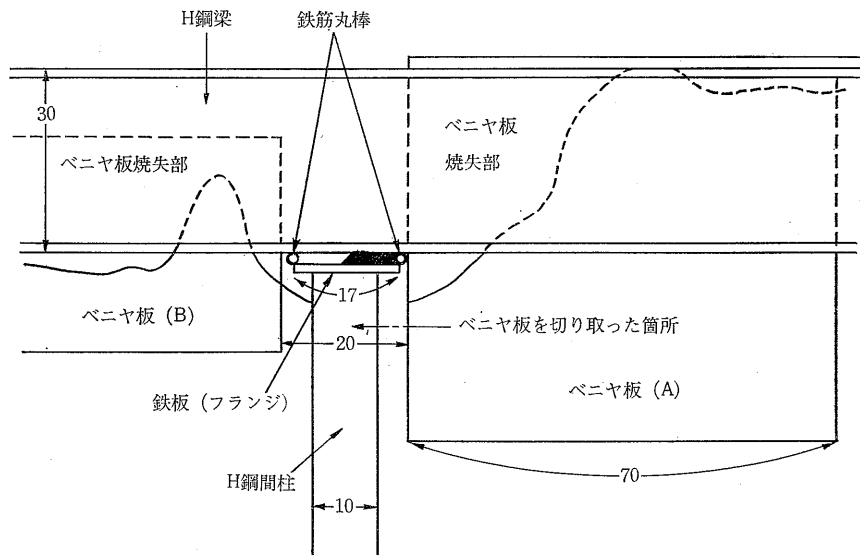
被告人兩名は、鉄骨組立業を営む有限会社[]に鉄骨組立工として雇われ、電気溶接等の業務に従事しているものであるが昭和五二年一〇月一日午後二時ころ、久居市[]町[]番地の料理旅館「[]

「こと」 方食堂拡張工事現場において電気溶接機を使用して天井部のH鋼梁に、これを支えるH鋼間

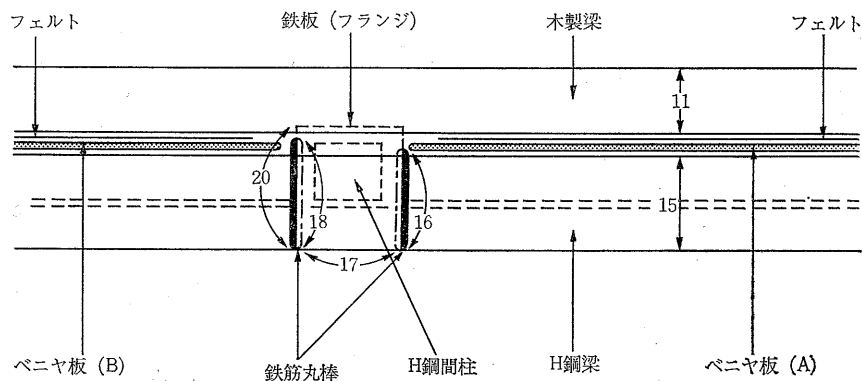
柱の上部を溶接して固定するに際し、被告人兩名のうち一方が溶接中は他方がその際発生する火花の飛散状況を監視する方法により、被告人兩名がその分担を交互に交替し共同して右作業を行ったが、右H鋼間柱は木造の同旅館旧館一階客室「」の東側モルタル壁及びその上部の木の梁の一部を削り取り、その中に右間柱の一部をはめ込んで立てるのであり、かつ前記溶接部位と右木の梁の削り取った部位との間には、わずかの隙間があるのみであり、溶接の際発生する火花が木の梁の右部位等に飛散して着火するおそれがあったから、このような場合、あらかじめ右溶接部位と右木の梁との間にトタン板等を当てるなどの処置をして木の梁及びモルタル壁の隙間等への火花の飛散を防止するとともに、木の梁の右部位等の着火しやすい箇所にはあらかじめ水をかけておく等の処置をし、作業終了後も直ちにその場を離れることなく、しばらくの間監視を続け着火等の異常のないことを確認してから離れるように措置し、もつて火災の発生を未然に防止すべき業務上の注意義務があるのにこれを怠り、あらかじめ火花の飛散を防止する処置等を何ら講ぜず、かつ前記作業に約二〇分間位を要したものであるが、作業終了後もばけつ一杯の水を右溶接箇所へ掛けたのみで異常の有無を何ら確認することなくその場を離れた過失により、前記木の梁の削り取った部位付近に飛散した火花から右木の梁に着火して火を失し、よつて前記「」らが現に住居等に使用する木造二階建家屋一棟（床面積一一三〇平方メートル）を焼燬したものである。

別紙（二）

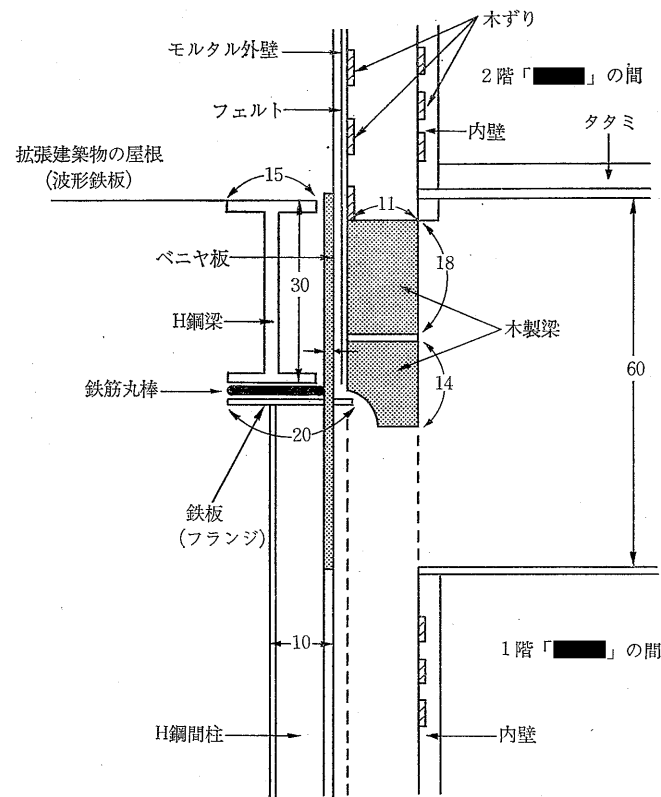
(a) 正面図：溶接作業現場（東側）から見たところ



(c) 平面図：溶接部を上方から見おろしたところ



(b) 側面図：H鋼間柱の北側から南方を見たところ



(注) 数値の単位は、センチメートル
(いずれも「約」)の記載を省略
したもの、朱線は溶接箇所

(編注) 朱線部分は、 線とした。